

平成 24 年 (ワ) 第 213 号、同 25 年 (ワ) 第 131 号、同第 252 号、同 26 年 (ワ) 第 101 号、同 27 年 (ワ) 第 34 号、同 29 年 (ワ) 第 85 号 損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 594 名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

準 備 書 面 (2 2 0)

川内村の現況

平成 29 年 9 月 29 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中 清



同

青 木 丈 介



同

土 屋 賢 司



同

小 谷 健 太 郎



同

川 見 唯 史



同

前 田 琢 治



第1 避難指示の内容

- 1 政府は、平成23年3月12日に、避難指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル圏内及び福島第二原発から半径10キロメートル圏内に変更し、同月15日に、屋内退避指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内に変更した。これらの結果、同月15日以降、川内村全域が避難指示区域又は屋内退避指示区域とされた。

政府は、平成23年4月22日、本件原発の20キロメートル圏内を警戒区域に設定するとともに、本件原発から半径20キロメートル圏内の区域を除く川内村の全域を緊急時避難準備区域に設定した。これにより、川内村はその全域が警戒区域と緊急時避難準備区域になった。このうち緊急時避難準備区域の指定は、平成23年9月30日をもって解除された。

その後、川内村については、平成24年4月1日、その一部が、避難指示解除準備区域及び居住制限区域とされた。

また、川内村においては、平成23年8月3日、大字下川内字三ツ石・勝追の一部（1地点1世帯）が特定避難勧奨地点に指定された。同指定は、平成24年12月14日をもって解除された。

平成26年10月1日には、川内村の避難指示解除準備区域について避難指示が解除され、居住制限区域が避難指示解除準備区域に見直された。

そして、川内村の（新たな）避難指示解除準備区域も平成28年6月14日に避難指示が解除された。

- 2 本件事故時に川内村に住所を有していた原告西山千嘉子ら（原告番号38）の住所地は、いずれも緊急時避難準備区域に含まれており、緊急時避難準備区域の指定は、平成23年9月30日をもって解除された。

第2 空間放射線量の推移

川内村（川内村役場）における空間線量率の測定結果は、以下のとおり推移している（単位はマイクロシーベルト／時、測定高は100センチメートル。）

いずれも原子力規制委員会が提供する放射線モニタリング情報に依拠するものであるが、最新のものについて、乙B91号証として提出する。

なお、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを1時間当たりの空間線量率に換算すると0.23マイクロシーベルト/時、追加被ばく線量年間5ミリシーベルトを1時間当たりの空間線量率に換算すると0.99マイクロシーベルト/時、追加被ばく線量年間20ミリシーベルトを1時間当たりの空間線量率に換算すると3.84マイクロシーベルト/時、追加被ばく線量年間100ミリシーベルトを1時間当たりの空間線量率に換算すると19.04マイクロシーベルト/時となる。

測定日	測定値
平成23年 9月30日	0.169
平成24年 9月30日	0.126
平成25年 9月30日	0.101
平成26年 9月30日	0.088
平成27年 9月30日	0.087
平成28年 9月30日	0.082
平成29年 9月28日	0.081 (乙B91)

第3 健康調査の結果

- 1 福島県が実施する県民健康調査では、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査が実施されている。

川内村については、平成29年8月までの累計で613人（男性286人、女性327人）が検査を受けたが、預託実効線量が1ミリシーベルト以上の被検査者は1名にとどまり、かつ、全員について、預託実効線量は健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ている（乙B77の1～2「ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の実施状況」（平成29年8月までの累

計))。

- 2 同じく福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、東日本大震災後4か月間（放射線の空間線量が最も高かった時期）の外部被ばくの積算線量は、調査対象となった川内村民1332人について、1ミリシーベルト未満が962人、1ミリシーベルト以上2ミリシーベルト未満が350人となっており、約99.8パーセントの対象者が5ミリシーベルト未満である（乙B78「県民健康管理調査『基本調査』の実施状況について」①-7 別添資料4）。

疫学調査により100ミリシーベルト以下での明らかな健康への影響は確認されていないことから、4か月間の外部被ばく線量推計値ではあるが、「放射線による健康被害があるとは考えにくい」と評価されている（乙B78「県民健康管理調査『基本調査』の実施状況について」①-3）。

第4 除染の状況

川内村については、平成24年4月に環境省による特別地域内除染実施計画が定められた。同計画は、川内村の居住制限区域及び避難指示解除準備区域を対象とする除染実施について定めたものである。

政府による除染作業は平成26年3月に完了し、同年10月1日、川内村の避難指示解除準備区域について避難指示が解除された（乙B92「環境省除染情報サイトホームページ（川内村）」）。

第5 避難の状況

平成23年3月11日時点における川内村の人口は3038人だった。

これに対して、平成29年5月1日現在の帰還者数は2181人であり、同日時点の避難者数は532人（県内395人、県外137人）とされている（乙B93「川内村の状況」〔福島県ホームページ〕）。

また、本件地震に係る子どもの避難者数の調査によれば、本件事故後の川内

村の18歳未満の県内及び県外への避難状況は、「東日本大震災に係る子どもの避難者数調べ」(乙B79の1及び2)記載のとおりである。これを見ると、川内村における子どもの避難者数は、平成24年4月1日時点において279人(県内避難者204人、県外避難者75人)であったが、平成29年4月1日時点においては126人(県内避難者99人、県外避難者27人)となっている。

第6 復興の状況

1 川内村は、本庁舎にて業務を行っている。

また、川内村では、復興庁が策定した「川内村への帰還・定住に向けた環境整備に関する工程表」に基づき帰還が進められており、さらに、平成25年3月には第四次川内村総合計画及び川内村復興計画が策定された。

2 福島県労働局によると、平成29年7月の県内の有効求人倍率は1.44倍(季節調整値)と高く、このうち、川内村が含まれる相双公共職業安定所管内においても1.64倍と県平均を上回る求人倍率となっている。職業別にみると、医療関係、介護、保安、機械整備・修理、接客、建設・電気工事等の求人が多い(乙B80「平成26年12月分公共職業安定所業務取扱月報」)。

3 川内村の自動車保有台数は、平成22年から平成28年にかけて次のとおり推移している(単位は台、いずれも各年3月31日時点)(乙B81の1～7「福島県市町村勢一覧」)。平成28年には増加傾向の一服が見られるが、平成22年から平成27年にかけての漸増から明らかなおと、全体として増加傾向にあることが認められる。

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
2886台	2910台	2923台	3040台	3064台	3081台	3071台

4 その他（乙B93「川内村の状況」（福島県ホームページ））

公共交通機関としては、診療バスが再開し、内陸方面へ繋がるバス2路線も開設されて平成24年4月2日から運行が開始されている。

川内村内の商業施設としては、農産物等直売所「あれ・これ市場」が営業を再開したほか、公設民営複合商業施設（Y O - T A S H I）が平成28年3月15日にオープンし、コンビニエンスストアも営業中である。このほかにも、震災前と同様に、川内郵便局、上川内郵便局、J A福島さくら川内支店、郡山信用金庫川内支店が営業を再開した。

教育関係では、保育園、小学校、中学校が再開済みである。

医療・福祉関係では、川内村国保診療所で診療等を実施中である。また、平成27年11月には特別養護老人ホームが開設された。

以上